広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

1 印刷物について

名称	「敬老乗車証 IC カードの使い方」	敬老乗車証	
規格・判型	縦 257mm×横 182mm(B5 版)	#ICカード	
発行部数	15,500 部程度	の使い方の	
発行頻度	年1回	*	
配付期間等	令和4年10月1日~令和5年9月30日		
内容等	敬老乗車証制度周知用(IC カードの使い方、申込方法など)		
配付エリア	仙台市内全域(一部市外)		
配付対象者	仙台市内に居住する 70 歳以上の方		
配付方法	各区・各総合支所窓口にて配架		
発行担当課	健康福祉局 保険高齢部 高齢企画課		

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース(縦×横)	枠数	色数
裏表紙 両面	縦 257mm×横 182mm	2頁2枠から4枠	カラー

広告掲載が望ましくな い業種・内容	・仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による ・高齢者が利用できないサービス・商品に係るもの ・葬儀社、墓石	
納品(入稿)方法	 ・原稿素案の入稿 今和4年8月1日(金)まで ※素案の入稿後に広告内容の審査を行います。 ・最終入稿締切 今和4年9月9日(金)まで 予定 ・入稿形態 完全データにて入稿してください。(出力見本1部) (データ形式:イラストレーターで作成し、文字はアウトライン化。データ作成後はPDFファイル及びAIファイルの両方を提出のこと) 	
備考	 作成後はPDFファイル及びAIファイルの両方を提出のこと) ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準等を遵守してください。 ・広告内に広告である旨を明記してください。 ・掲載する広告については審査を受け、承認を得ること。 ・広告内容に関する一切の責任は、受託者又は広告主が負うものとし、仙台市は一切の責任及び負担を負わないものとする。 ・広告掲載に関する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ仙台市の承諾を得ること。 ・広告を含む印刷物のデータ版を仙台市ホームページに掲載するものとする。 ・広告掲載期間が複数年にわたるため、掲載広告には根拠の調査日であ 	

○年○月○日現在」などの注意文字を表記する。

- ・広告収入額について業務完了時に依頼課へ報告すること。
- ・広告掲載料には広告代理店手数料を含みません。(本市から広告代理店に 手数料を支払うことはありません。)
- ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含みません。
- ・広告欄外に次の文章が入りますのでご了承ください。

「広告内容に関するご質問等は、広告スポンサーに直接お問合せください。 (広告スポンサーと仙台市の業務とは直接関係はありません。)」